

事務連絡  
平成28年11月9日

各地方整備局 総務部 契約課長 殿  
北海道開発局 事業振興部 工事管理課長補佐 殿

大臣官房地方課 課長補佐  
北海道局予算課 課長補佐

履行拒否又は受注者の責めに帰すべき履行不能の場合の違約金  
に係る工事請負契約書等の当面の取扱いについて

破産法（平成16年法律第75号）等に基づく解除により、受注者とその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合の違約金については、当分の間、工事請負契約書等を下記のとおり取り扱うこととするので、遺漏なきよう措置されたい。

記

（工事請負契約書の一部改正）

- 1 「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）別冊の工事請負契約書の一部を次のように改正する。
  - 第46条第2項及び第3項を削り、同条の次に次の1条を加える。

（契約が解除された場合等の違約金）
  - 第46条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
    - 一 前条の規定によりこの契約が解除された場合
    - 二 受注者とその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
  - 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
    - 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
    - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
    - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合（前条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

第49条第3項及び第8項中「第46条」の下に「又は第46条の2第2項」を加える。

(土木設計業務等委託契約書の一部改正)

- 2 「土木設計業務等委託契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第26号)別冊の土木設計業務等委託契約書の一部を次のように改正する。

第42条第2項及び第3項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(契約が解除された場合等の違約金)

第42条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前条の規定によりこの契約が解除された場合

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

- 3 第1項の場合(前条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

第46条第1項、第2項、第5項第1号及び第7項中「第42条」の下に「又は第42条の2第2項」を加える。

(建築設計業務委託契約書の一部改正)

- 3 「建築設計業務委託契約書の制定について」(平成10年10月1日付け建設省厚契発第37号)別冊の建築設計業務委託契約書の一部を次のように改正する。

第42条第3項及び第4項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(契約が解除された場合等の違約金)

第42条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合（前条第1項第4号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。
- 第46条第1項、第2項及び第4項中「第42条」の下に「又は第42条の2第2項」を加える。

（建築工事監理業務委託契約書の一部改正）

- 4 「建築工事監理業務委託契約書の制定について」（平成13年2月15日付け国官地第3-2号）別冊の建築工事監理業務委託契約書の一部を次のように改正する。

第32条第3項及び第4項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（契約が解除された場合等の違約金）

第32条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合
  - 二 受注者とその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合（前条第1項第4号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。
- 第36条第2項中「第32条」の下に「又は第32条の2第2項」を加える。

（発注者支援業務等委託契約書の一部改正）

- 5 「発注者支援業務等委託契約書の制定について」（平成24年1月10日付け国地契第64号、国北予第28号）の一部を次のように改正する。

第44条の2第2項及び第3項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(契約が解除された場合等の違約金)

第44条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合（前条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第48条第3項第1号及び第5項中「第44条」の下に「又は第44条の2第2項」を加える。